

## 【令和3年10月1日以降の申請】

### 第二種電気工事士免状の交付を申請される方へ

#### 1 申請に必要な書類

	提出書類	数量
ア	電気工事士免状交付申請書 ※旧姓での交付を希望する場合は氏名欄に旧姓のみ記入ください。	1
イ	鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え ※右端の「納税証明書<納付済証>」の部分 <sup>①</sup> を申請書の裏面に貼り付けてください。 (詳細は下記2を参照)	5,300円
ウ	写真(4cm×3cm) ※裏面に氏名を記入すること	2
エ	住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類 <例> ・住民票の写し(発行後3か月以内、コピー可) ・マイナンバーカード(裏面不要)のコピー ・運転免許証のコピー ・国家資格証(提出先の機関が提出を受ける日前6ヶ月以内に作成されたもの)のコピー ※旧姓での交付を希望する場合は旧姓が併記されたものを提出ください。旧姓が併記されていない場合は、旧姓が併記された戸籍抄本をあわせて提出ください。	1
オ	第二種電気工事士試験結果通知書又は養成施設の修了証	1
カ	返信用封筒(定型) ※送付先の住所氏名を記入。切手は不要	1

#### 2 手数料(鳥取県が発行する納付書で納付してください。)

○納付書の入手に当たっては、下記の設置場所にて納付書を手入手するか又は県からの郵送を希望する場合は、県ホームページ「第一種・第二種電気工事士免状の交付等の申請について」からダウンロードした「納付書送付依頼書」に所定事項を御記入の上、県消防防災課にファクシミリ又はメール送信ください。(折り返し郵送します。)

##### 【納付書の設置場所】

(1) 鳥取県電気工事業工業組合

鳥取市田島648 タナカビル1階(電話0857-24-9213)

(2) 鳥取県危機管理局消防防災課

鳥取市東町一丁目271 鳥取県第二庁舎3階(電話0857-26-7063)

○納付書は、令和3年度下期から技能試験受験者に配布し、合格者に使用していただきます。(不合格の場合は廃棄ください。)

ただし、当該年度の納付書は年度内のみ使用できるので、新年度に支払う場合は新年度の納付書を上記設置場所にて入手ください。

また、納付書を紛失・汚損した場合も同様に新しい納付書を上記設置場所にて入手ください。

○県ホームページ「第一種・第二種電気工事士免状の交付等の申請について」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払ってください。

○支払後の納付書の控えのうち、右端の「納税証明書<納付済証>」をハサミなどで切り取って申請書の裏面に貼り付けてください。(控えにはミシン目は入っていません。)

### <注意事項>

- ・その年度に発行された納付書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。**4月1日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。
- ・県収入証紙は令和3年9月30日に廃止となりますが、令和4年3月31日までに下記申請先に提出するか、郵送の場合は同日までの消印となる申請には県収入証紙を使用できます。
- ・使用予定がない県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

（アドレス）<https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

（電話）0857-26-7437

### 3 旧姓の使用について

令和4年1月1日付けの申請から旧姓使用が可能となります。

免状の氏名欄には申請書の氏名がそのまま記載されるので、旧姓による免状の交付を希望する場合には、申請書の氏名を旧姓で記入してください。

#### <注意事項>

- 1 申請書には旧姓のみを記入してください。（現在の姓との併記はできません。）
- 2 申請書には旧姓が併記された住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類（住民票の写し等）を添付してください。（旧姓が併記されていない場合は、旧姓が併記された戸籍抄本をあわせて添付してください。）
- 3 免状には旧姓のみが表示されます。（現在の姓との併記はできません。）

### 4 申請方法

申請に必要な書類を、次の申請先に送付又は持参してください。なお、送付される場合には、配達状況を確認できるよう、簡易書留や配達記録付きなどの方法を利用されることをお勧めします。

鳥取県電気工事業工業組合

〒680-0804

鳥取市田島648番地（タナカビル1階）

電話 0857-24-9213

